

下久保ダムにおける掘削等希望者公募要領

令和8年1月

独立行政法人水資源機構
利根川上流総合管理所

第1 趣旨

この公募要領は、「下久保ダムにおける公募型堆砂土有効活用試行要綱」（令和7年12月24日制定）に基づき、独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所（以下「管理所」という。）が管理する下久保ダムのダム管理上支障となっている堆砂土を、資源の有効活用と下久保ダムの維持管理経費の削減を図るため、掘削等希望者を公募することについて、必要な事項を定めるものです。

第2 掘削等希望者の資格

掘削等希望者は、別に定める「下久保ダムにおける公募型堆砂土有効活用試行要綱」のとおりとします。

第3 堆砂土の掘削等の場所及び掘削等期間等

掘削等の場所及び掘削等期間等は以下のとおりとします。

- (1) 河川及びダムの名称：利根川水系 一級河川 神流川 下久保ダム
- (2) 掘削等の場所：場所①群馬県多野郡神流町大字柏木地先（貯砂ダム付近）
場所②埼玉県児玉郡神川町大字矢納地先（原石山跡地）
なお、それぞれの詳細場所は別添位置図、平面図及び横断図(参考)のとおり。
- (3) 掘削等に係る土地の面積：場所①：(2) に示す範囲の内約2000m²
場所②：(2) に示す範囲の内約2000m²
- (4) 掘削等すべき堆砂土の概算数量：
 - ・場所①：a) 掘削等をすべて掘削等予定者が実施……………約2000m³
b) 掘削等のうち掘削積込を機構が実施……………最大約2000m³
 - ・場所②：a) 掘削等をすべて掘削等予定者が実施……………約2000m³
b) 掘削等のうち掘削積込を機構が実施……………最大約2000m³

※1 場所①:b) 及び場所②:b) の概算数量は、それぞれ場所①:a) 、
場所②:a) の掘削等予定者による掘削等が概算数量に満たない場合
に、その残数量に対して実施するものとします。よって、場所①:a)
及び場所②:a) において概算数量に対して掘削等予定者が確保できた
場合は、場所①:b) 及び場所②:b) の掘削等予定者の決定を実施しな
い場合があります。

※2 ※1により、場所①場所②においてa) b) 両方に掘削等の希望を行
うことも可能とします。
この場合、原則として場所①:a) 及び場所②:a) から優先的に掘削
等予定者を決定するものとします。
- (5) 掘削の深さ：最大2m程度
- (6) 掘削等の期間：①許可の日から令和9年2月28日まで
②許可の日から令和9年2月28日まで

(7) 掘削等にあたっての条件

ア 掘削等の場所について

- ・ 掘削等予定場所は、下久保ダムの貯水池内及び貯水池周辺用地であり、第3（2）に示した範囲の堆砂土とします。
- ・ この公募要領による掘削等は、ダムの堆砂土の除去を目的とすることから、第3（4）に示した場所での数量とします。また、掘削等が完了した場合、利根川上流総合管理所長（以下「所長」という。）が指示する図書を作成・提出し、完了の確認を受けることとします。

イ 掘削等による運搬について

- ・ 掘削等予定者は、掘削等による運搬にあたり、貯水池への進入路の使用について、機構の承認を得るものとします。
- ・ 堆砂土の運搬については、使用する運搬経路に支障を与えないよう運搬計画等に留意することとします。
- ・ 掘削等の数量は、第4に示す申込書に記載した数量について、第3（6）に示す掘削等の期間内に作業を完了する責任を負うものとします。ただし、出水や貯水位運用など掘削等予定者の責によらない理由により掘削等の期間内に予定していた数量の作業が完了出来ない場合は、この限りではありません。

なお、予定数量の掘削等が完了していない段階でやむを得ない理由により機構から掘削等の終了を通知する場合があります。この場合は通知に従って掘削等を終了してください。

- ・ 掘削等数量の確認方法は測量等によるものとし、その確認は掘削等予定者にて行い、その結果を機構に提出するものとします。

ウ 運搬経路の保全について

- ・ 掘削等による堆砂土の運搬は過積載に十分注意し、雨天などの影響で水分を含む状況である場合は、十分な水切りを行うこととします。また、掘削等場所から公道へ出る際にタイヤ等に付着した堆砂土で道路を汚すことの無いよう配慮するとともに、出入り口付近の路面を定期的に清掃することとします。
- ・ 堆砂土の運搬により公道を損傷させた場合は、掘削等予定者にて道路管理者と協議の上必要に応じて補修を行うものとします。

エ 危険防止のための措置について

- ・ 危険防止のため使用機材、重機等の置き場所は十分配慮することとします。
- ・ 掘削等の期間において、出水やダム運用の都合等により機構から掘削等の停止や掘削等の場所から待避の通知を行う場合があります。この場合は通知に従ってください。

- 堆砂土搬出時は、一般交通に支障を与えないよう交通整理人を配置するなど危険防止のための措置を行ってください。

才 その他

- 場所①については、ダム貯水池内であり、掘削等範囲は河川の影響を受けることから、降雨による出水やダム貯水位の状況によっては掘削等の期間において掘削等が実施できない場合があります。また、場内仮設道路の整備や河川横断のための仮設が必要となる場合があります。
- 掘削等による貯水池水質への影響を回避するため、濁水対策（掘削等場所の瀬回し等）が必要となります。
- 堆砂土にはごみや泥、木片等が含まれています。堆砂土及び堆砂土に含まれているごみや泥、木片等の一切は掘削等予定者にて適切に処分することとします。
- 掘削等の場所において、ダム施設等を損傷するなどダム管理上支障を与えた場合は、掘削等予定者の責任において、原形復旧を行うものとします。
- 掘削等により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成13年6月1日付け環境省環発第276号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、掘削等予定者の費用において適正に処理することとします。
- 掘削等により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、掘削等予定者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこととします。
- 掘削等により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、掘削等予定者の責任において解決することとします。

第4 公募期間及び申込み手続き

公募期間は、次のとおりとします。

令和8年1月13日（火）午前9時00分から

令和8年1月26日（月）午後4時30分まで（郵送の場合は締切日必着のこと）

掘削等希望者は、「堆砂土利用申込書」（様式第1号）、「堆砂土利用計画概要書」（様式第2号）及び必要書類（以下「申請書等」という。）を所長に提出することとします。

申込書等の提出先、提出期限及び提出方法は、次のとおりとします。

（1）申込書等の提出先

〒378-0051 群馬県沼田市上原町1682番地

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 管理課

電話 0278-24-5711 FAX 0278-22-7565

メールアドレス : jwa_tonejou@water.go.jp

(2) 申込書等の提出期限

令和8年1月26日（月）午後4時30分

(3) 申込書等の提出方法

書面により、(1)に定める提出先にFAX又は電子メールで提出することとします。

なお、持参する場合は、公募期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後4時30分までとします。

第5 公募関係図書のホームページの掲載

公募期間中、関係図書を管理所ホームページに掲載するものとします。

(1) 掲載期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月26日（月）まで

(2) ホームページ URL

利根川上流総合管理所HP・・・<https://www.water.go.jp/kanto/numata/>
下久保ダム管理所HP・・・<https://www.water.go.jp/kanto/simokubo/>

第6 本要領に対する質問等

本要領に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出することとします。

(1) 受付期間

令和8年1月13日（火）午前9時00分から

令和8年1月15日（木）午後4時30分まで

(2) 提出場所

第4（1）に定める提出先とします。

(3) 提出方法

質問書（任意様式）に、質問内容、質問者の氏名、担当部署、電話番号及びFAX番号を明記の上、FAX又は電子メールにより提出するものとし、この場合は、提出後に第4（1）に示す連絡先に着信の確認を行うこととします。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、毎日午前9時00分から午後4時00分までとします。

(4) 質問に対する回答

所長は、質問に対して速やかに回答するとともに、質問及び回答書は、管理所ホームページで第4（2）に定める期限まで掲載するものとします。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場

合があるものとします。

第7 掘削等予定者の決定

所長は、掘削等希望者から提出された申込書等の内容について、次の項目について総合的に審査を行い、適格と認められた者の中から掘削等予定者として決定します。

なお、評価結果は公表しません。

また、当該年度に第3に示した掘削等すべき堆砂土の数量以上の掘削等が必要と見込まれる時は、新たな公募を行わずに掘削等予定者に対して掘削を依頼することができるものとします。

(1) 希望する掘削等場所と掘削等希望数量

- 掘削等を希望する場所及び堆砂土の数量により評価します。

(2) 掘削等希望者の協同化等の状況

- 河川砂利基本対策要綱（昭和49年4月30日付け建設省河計発第42号建設事務次官通達）4に基づく砂利採取業者の協同化の状況等について評価します。

(3) 掘削等の方法、洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法

- 掘削等の方法、洗浄選別方法及び堆砂土に含まれるごみや泥、木片等の処理方法について評価します。

(4) 堆砂土の用途(自家消費又は他者への供給の別、及び公益性等)

- 堆砂土の利用用途及びその用途の公益性について評価します。

(5) 施工方法等工程全般からみた環境への配慮及び出水時の対応を含む安全対策

- 掘削等実施時における貯水池水質など周辺環境への配慮（濁水防止など）及び出水が想定された場合の対応（重機の退避など）を含む安全対策について評価します。

第8 申込書等に関するヒアリング

所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施します。

第9 掘削等予定者の決定及び通知

所長は、申込書等を提出した者に対して、掘削等予定者の決定結果を様式第3号及び第4号により通知するものとします。

様式第3号の通知を受けた堆砂土引取予定者は、様式第5号により回答することもって機構と合意したこととします。

第10 掘削等予定者の公表

所長は、掘削等予定者の決定後、掘削等予定者名等を管理所ホームページ内に掲載

するものとします。

第11 堆砂土の掘削等に係る許認可手続き

場所①の掘削等予定者は、河川法第25条の規定による土石等の採取の許可、河川法第27条の規定による土地の掘削等の許可及び砂利採取法第16条の規定による掘削等計の認可の申請手続きを速やかに（令和8年4月1日頃までに）行うこととします。

また、場所①、②にて掘削等に係るその他必要な許認可手続き等がある場合は、掘削等予定者にて適切に行うこととします。

第12 その他

- (1) 掘削等場所の現地確認・堆砂土の試掘を希望する者は、管理所の担当職員の立会のもと、自らの費用で現地確認・試掘を行うことができるものとします。希望する場合は、第4(1)に示す連絡先に事前に連絡し、日程調整を行う事とします。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。

(様式第1号)

令和 年 月 日

堆砂土利用申込書

利根川上流総合管理所長 殿

申込者 住所または所在地
氏名または名称
代表者 氏名

一級河川神流川 下久保ダムにおける掘削等について、公募要領記載の条件を承諾し、別紙「堆砂土利用計画概要書」のとおり掘削等を希望するので申し込みます。

(様式第2号)

堆砂土利用計画 概要書

項 目	内 容
氏名又は名称 (砂利採取業者登録年月日及び登録番号)	()
住所又は所在地 代表者氏名	
担当部署 担当者名 連絡先(電話番号)	
砂利採取業務主任者 (資格取得年月日及び登録番号)	()
掘削等について保証を受ける見込みのある砂利採取業者 (協同組合等団体以外の場合のみ記載) ※ 2者以上を記載	
掘削等を希望する場所と掘削等を希望する概算数量	
掘削等する期間 1日の掘削等予定時間	○○時○○分～○○時○○分 (1日 ○○時間○○分)
掘削等・洗浄選別の方法(工程を含む) 及び掘削等のための設備その他の施設 (確保用地に搬入した堆砂土について骨材利用等を行うために洗浄等を実施する場合には記載)	※ 洗浄設備の写真等を添付してください。
掘削等した堆砂土の水切りの方法及び施設	
掘削等した堆砂土の運搬方法及び経路	※ 公道及びプラントまでの経路を示した地図を添付してください。
運搬車の稼働時間	○○時○○分～○○時○○分 (1日 ○○時間○○分)
プラントの所有状況	所在地 自己所有(新設・改修・既存) 賃借(所有者住所氏名:)

掘削等に使用する重機の運搬方法 (特殊車両通行許可が必要な場合のみ)	※ 別紙として特殊車両運搬許可証の写し及び運搬ルートを示した地図を添付してください(特殊車両運搬許可について、現在申請中あるいは今後申請を実施予定の場合は、運搬予定ルートのみ添付とし、作業前に運搬許可の確認ができるよう資料を提示してください)
洗浄選別後の不用残土等の処理方法	
掘削等した堆砂土の用途・使用方法	
掘削等に伴う災害の防止のための方法及び施設	※ 出水時の対策等があれば具体的に記入してください。
濁水・水質事故防止の方法とその対策	<p>※ 掘削等実施時の濁水対策の方法を具体的に記入してください。</p> <p>※ 重機からの漏油などの水質事故が発生した場合の対策を具体的に記入してください。</p>

※ 工程表を添付してください。

※ 必要に応じて図面等を添付してください。

※ 本様式に記載しきれない場合は、適宜別紙を作成する等により対応してください。

(様式第3号)

利上管第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

利根川上流総合管理所長

下久保ダムにおける堆砂土の掘削等予定者の決定について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった標記ダムにおける掘削等希望については、下久保ダムにおける掘削等希望者公募要領第3に定める条件及を遵守するとともに、提出した堆砂土利用計画概要書に基づき堆砂土を適切に処理することを条件として貴殿を掘削等予定者として決定したので通知します。

なお、申請手続きや添付図書等について不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所
担当課：管理課
電話：0278-24-5711
FAX：0278-22-7565
E-mail：jwa_tonejou@water.go.jp

(様式第4号)

利上管第　　号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

利根川上流総合管理所長

下久保ダムにおける堆砂土の掘削等予定者の決定について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった標記ダムにおける掘削等希望については、審査の結果、貴殿を掘削等予定者として決定するに至りませんでしたので通知します。

なお、不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所
担当 課：管理課
電話：0278-24-5711
FAX：0278-22-7565
E-mail：jwa_tonejou@water.go.jp

(様式第5号)

令和 年 月 日

利根川上流総合管理所長 殿

氏名又は名称

代表者氏名

下久保ダムにおける堆砂土の掘削等予定者の決定について（回答）

令和 年 月 日付利上管第 号で通知のあった標記について、下久保ダムにおける掘削等希望者公募要領第3に定める条件に同意するとともに、提出した堆砂土利用計画概要書に基づき堆砂土を適切に処理することを誓約します。

位置図

0 500 1000m
1:10,000

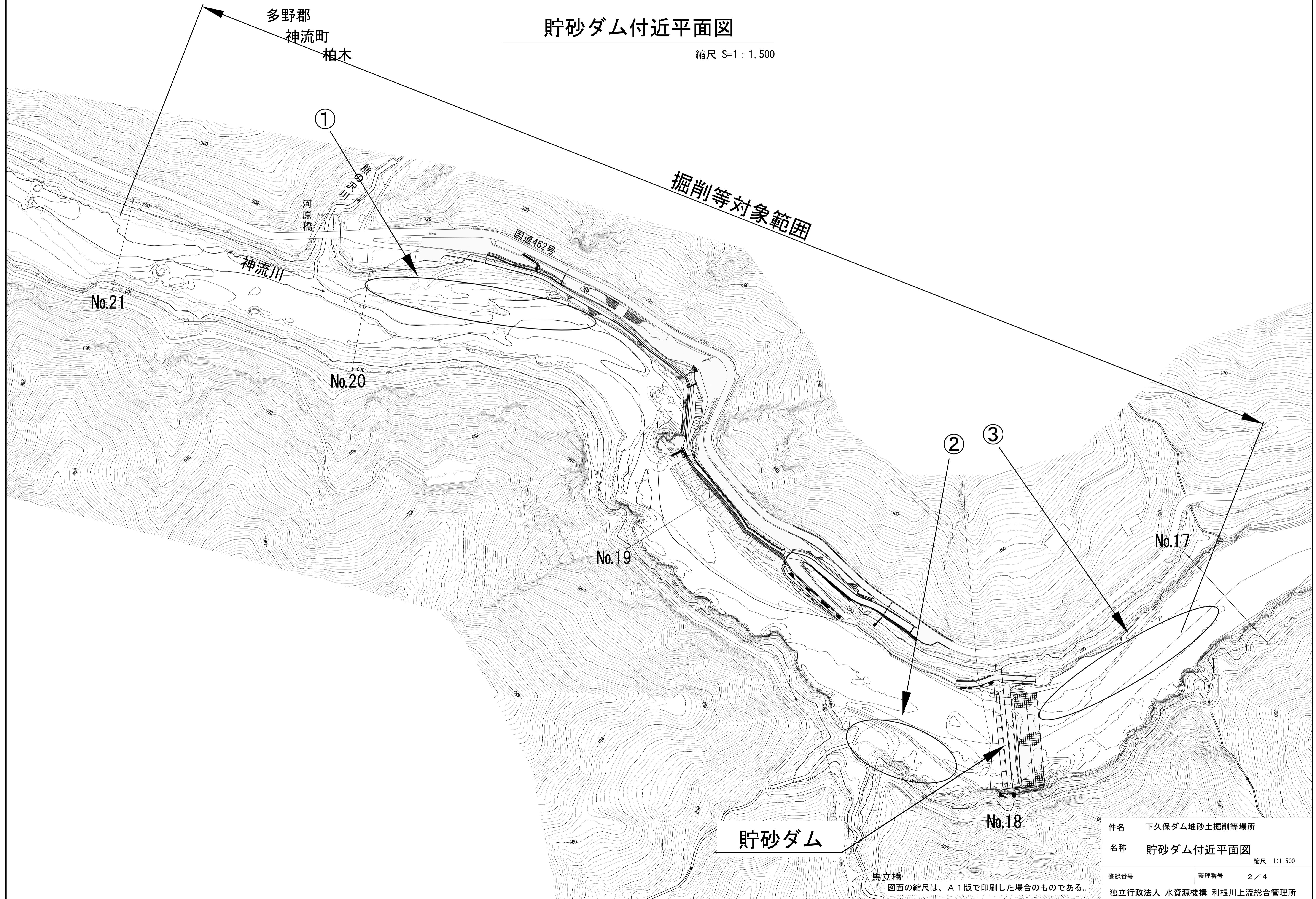


図面の縮尺は、A1版で印刷した場合のものである。

件名	下久保ダム堆砂土掘削等場所	
名称	位置図	
登録番号	整理番号	縮尺 図示
		1 / 4

貯砂ダム付近平面図

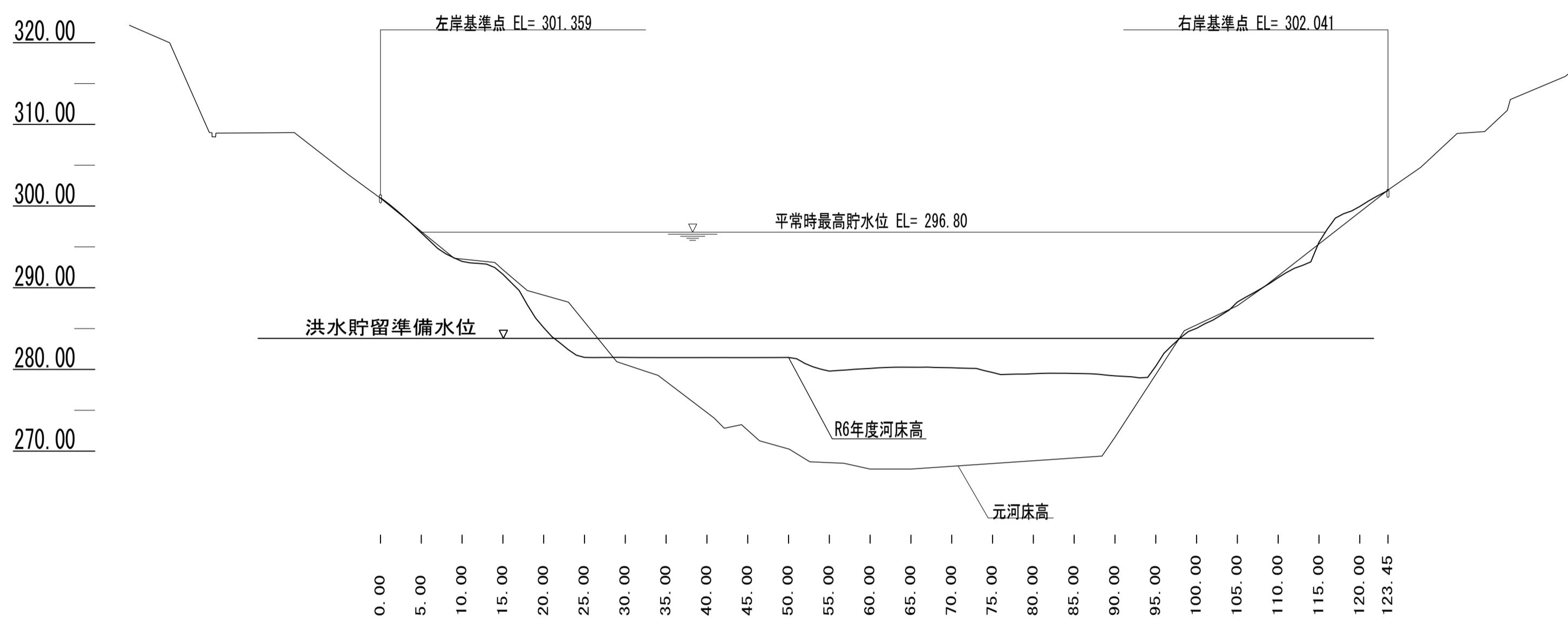
縮尺 S=1 : 1,500



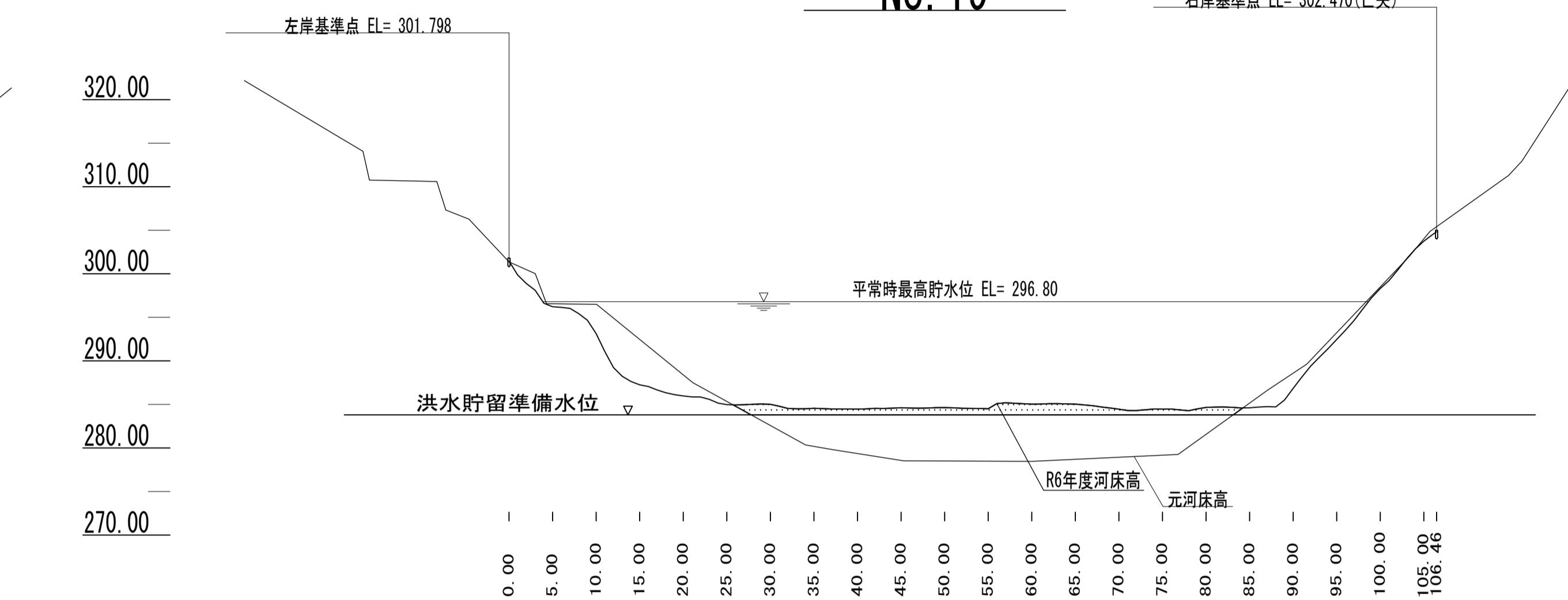
貯砂ダム付近 掘削断面図 (参考図)

S=1:500

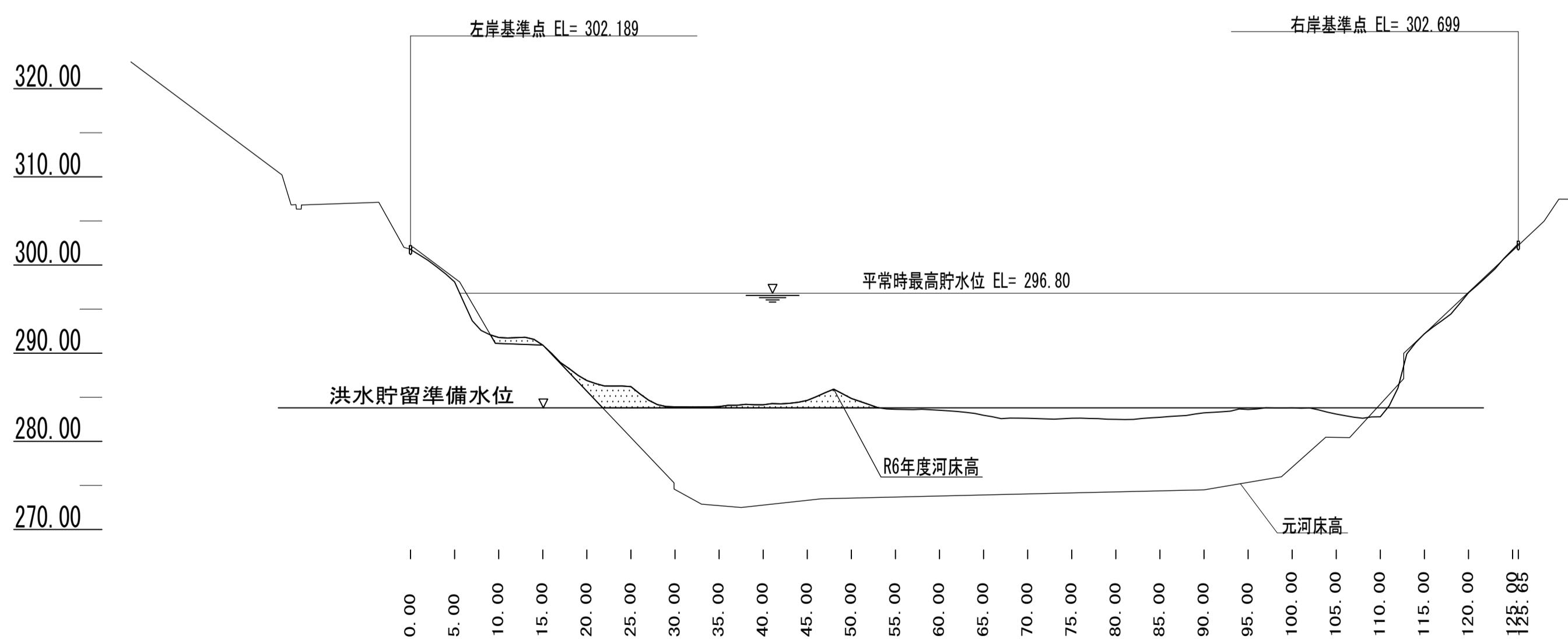
NO. 17



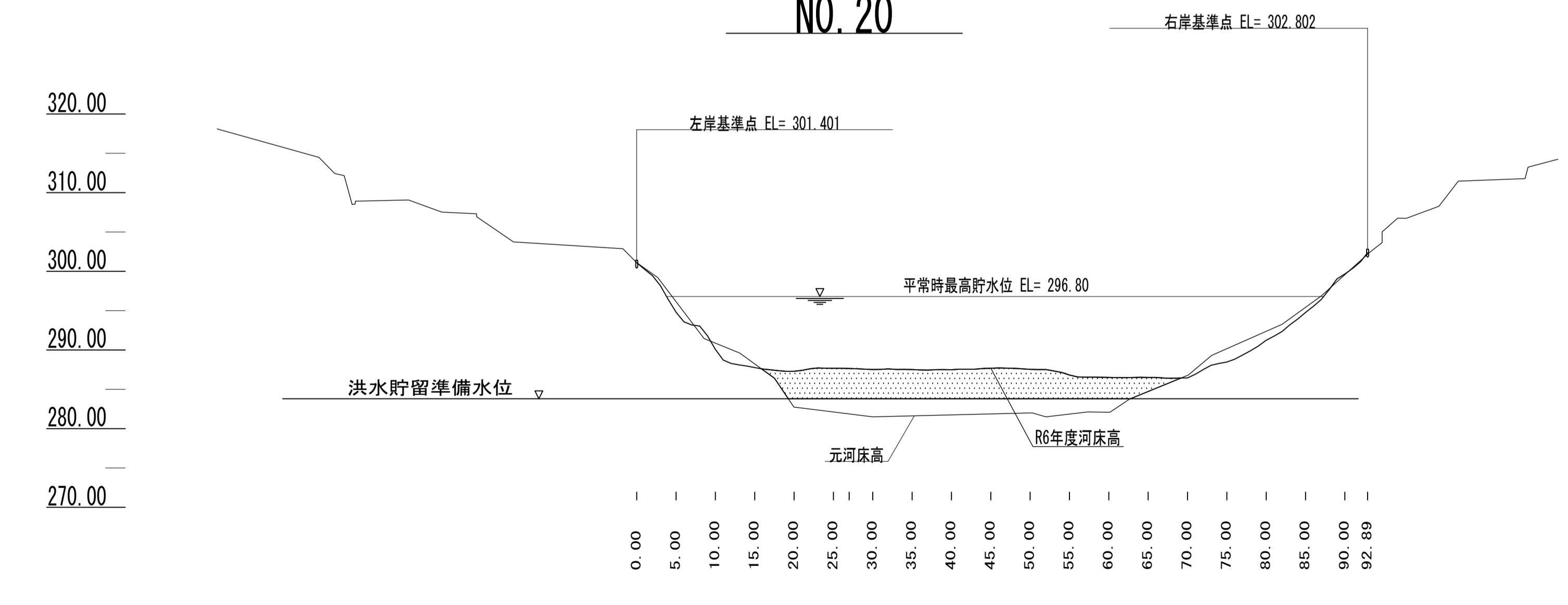
NO. 19



NO. 18



NO. 20



件名 下久保ダム堆砂土掘削等場所

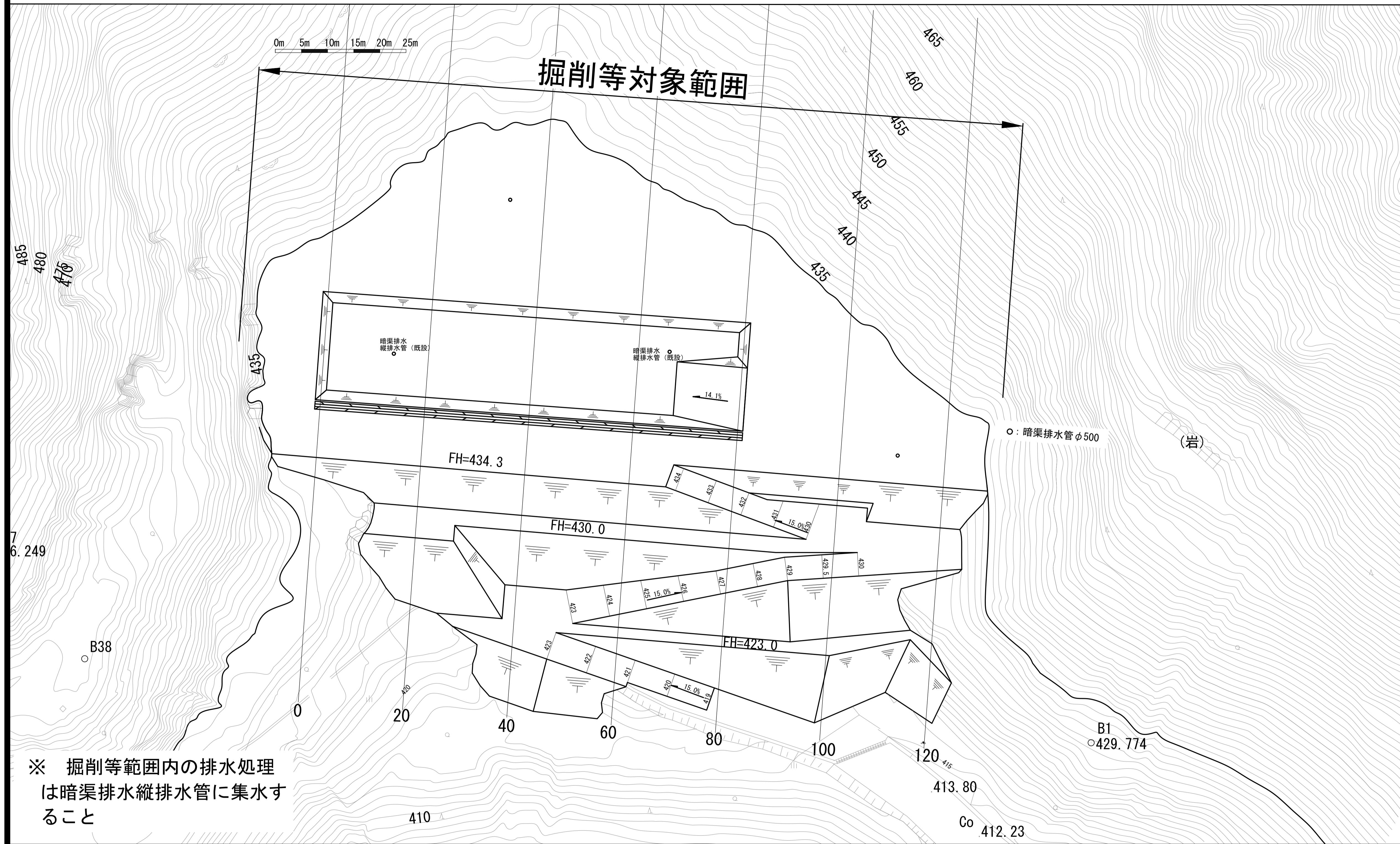
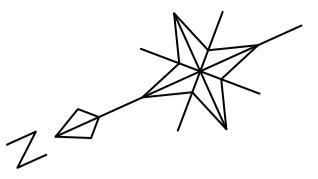
名称 貯砂ダム付近 掘削断面図(参考図)

縮尺 1:500

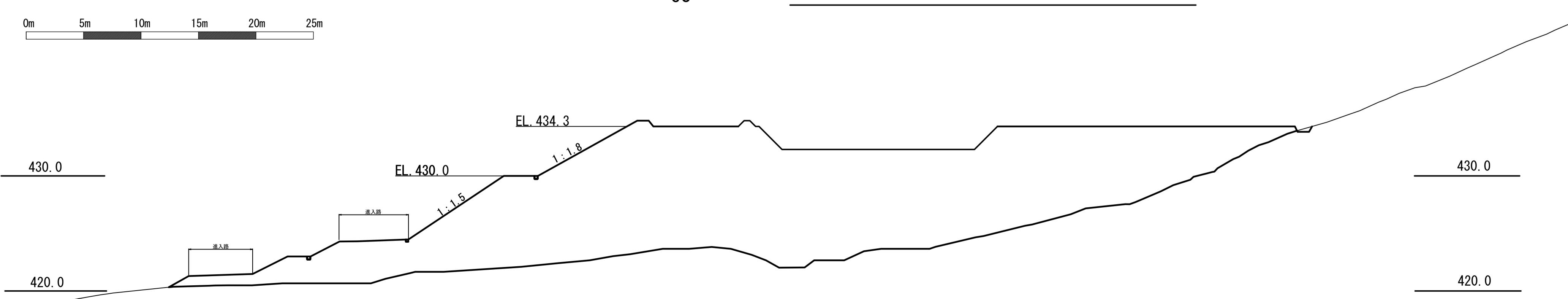
登録番号 整理番号 3 / 4

独立行政法人 水資源機構 利根川上流総合管理所

原石山跡地 平面図 S=1:400



(参考) 断面図 60 S=1:250



図面の縮尺は、A1版で印刷した場合のものである。	
件名	下久保ダム堆砂土掘削等場所
名称	原石山跡地 平面図
縮尺	図示
登録番号	整理番号 4 / 4
独立行政法人 水資源機構 利根川上流総合管理所	



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

①



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

①



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

①



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

(2)



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

(2)



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

(2)



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

③



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

③



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

貯砂ダム付近

③



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

原石山跡地



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

原石山跡地



下久保ダム堆砂土の公募対象場所

堆砂土掘削位置

原石山跡地



堆砂土掘削作業状況

(過去の事例)



堆砂土掘削作業状況

(過去の事例)